決定告示年月日 平成29年9月14日

加須都市計画野中地区地区計画を次のように変更する。

名称	野中地区地区計画
位置	加須市北下新井及び琴寄の各一部
面積	約 86.3h
地区計画の目標	本地区は、道路・公園等の都市基盤施設を一体的に整備改善し、健全で良好な住宅地の形成を図るとともに、地域住民の公共の福祉の増進に資することを目的として、土地区画整理事業を進めている。 本事業により良好な公共施設が整備されることから、本計画は、将来にわたってその事業効果の維持増進を図り、土地利用計画及び施設配置計画に即し、低層低密度な住宅地を基本としつつ生活拠点や沿道利用により、利便性を備えた住宅地形成を図ることを目的とする。
区域の整備、開発及び 保全に関する方針	住宅、生活拠点施設、沿道利用施設等を計画的に配置し、健全で良好な居住環 境の形成を目指す。
土地利用に関する 方針	<生活拠点地区> 周辺地域も含めた広域からの集客・利用を想定した土地利用とする。 <地域拠点地区> 地区住民の生活利便を考慮した土地利用とする。 <沿道サービス地区> 広域幹線道路沿道の特性を活かした、沿道サービス施設用地とする。 <地域サービス地区> 地域住民の日常的な利用を想定した利便施設用地とし、一部には、低層戸建て住宅地も含むものとする。 〈ガーデンハウス地区> 緑豊かで開放感のある低層低密度な戸建て住宅地とする。
主要な公共施設の配置及び規模	本地区における公共施設は、計画的に整備を行い、道路、公園等の機能及び環境が損なわれないよう、維持及び保全を図るものとする。

「区域及び地区整備計画は計画図表示のとおり」

理由: 加須都市計画土地区画整理事業計画の変更に伴い、野中地区地区計画の変更を行うものである。

			地区の	生活拠点地区	地域拠点地区	
		地区の	名称	(近隣商業地域 200/60)	(第二種住居地域 200/60)	
地区整備計画		区分	地区の 面積	約 9.2ha	約 2.7ha	
	建築物等に関する事項	建築物等の制限	の用途	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1)住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 (2)ホテル又は旅館 (3)カラオケボックスその他これに類するもの (4)マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (5)畜舎 (6)工場(建築基準法施行令第130条の6に掲げるパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので、作業場の床面積の合計が50㎡以内のものを除く) (7)自動車教習所 (8)自動車車庫(建築物に附属するもので建築基準法施行令第130条の8で定めるものを除く) (9)倉庫業を営む倉庫	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1)住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 (2)ホテル又は旅館 (3)カラオケボックスその他これに類するもの (4)マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (5)畜舎 (6)工場(建築基準法施行令第130条の6に掲げるパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので、作業場の床面積の合計が50㎡以内のものを除く) (7)自動車教習所 (8)自動車車庫(建築物に附属するもので建築基準法施行令第130条の8で定めるものを除く)	
		当該地区 の区域の じた建築 <sup>2</sup> 率の最高 (目標?)	応じた建稿率の整備計画を特性に存むを積率といる。			
			敷地面積	1,000 m²	500 m²	

地区整備計画		地区の区分	地区の 名称	生活拠点地区 (近隣商業地域 200/60)	地域拠点地区 (第二種住居地域 200/60)		
			地区の 面積	約 9.2ha 約 2.7ha			
	建築物等に	壁面の位	置の制限	建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は2m以上とする。 ただし、次の各号に掲げるものを除く。 (1)物置で、軒の高さが2.3m以下、かつ、床面積の合計が5㎡以下のもの。			
	に関する事項	建築物等 又は色彩 の意匠の	その他	建築物の屋根、外壁又はこれに代わる柱の色彩は原則として原色を避け周辺環境と調和した落ち着きのある色調とする。			
		建築物等最高限度		15m			
		かき又は、構造の制		道路に面する部分に設けるかき又はさくは、以下のいずれかとする。 (1)生垣 (2)透視性のあるさく又はネットフェンスで、宅地地盤面からの高さが 1.2m以下のもの。(基礎を設ける場合は、宅地地盤面からの高さは 1.0m以下)			

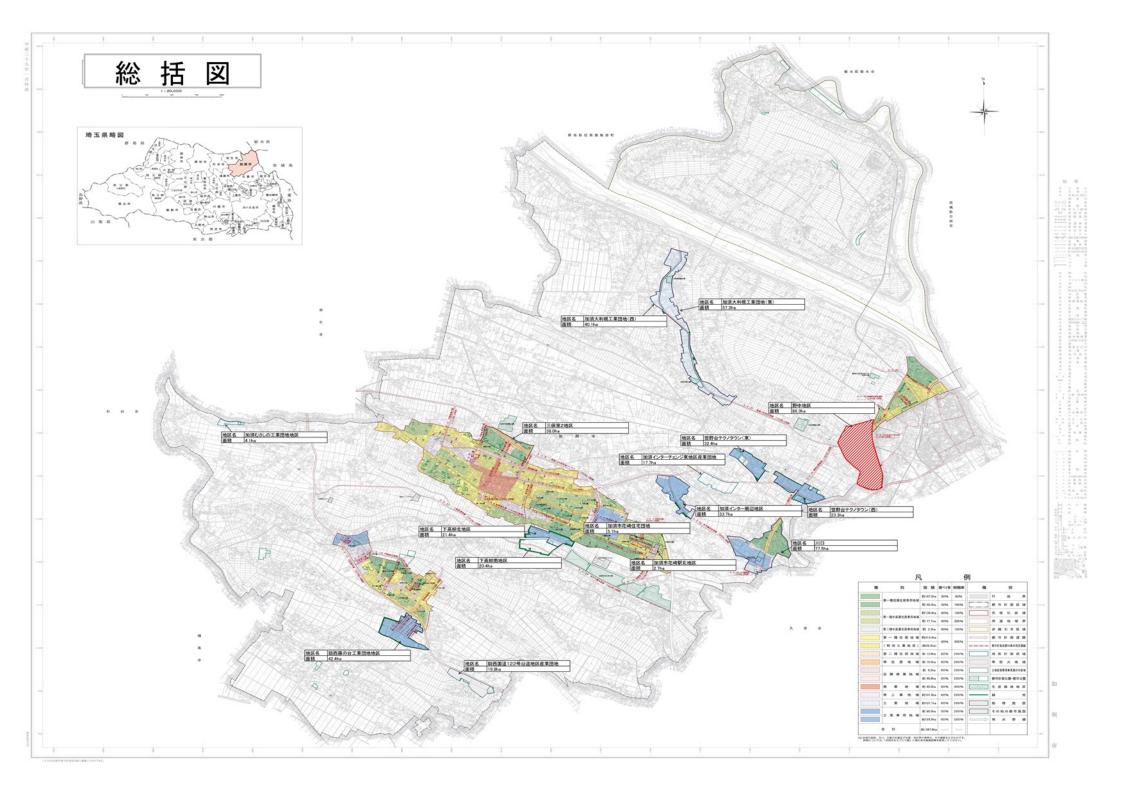
		地区の	Uk E o	沿道サービス地区	地域サービス地区	ガーデンハウス地区			
			地区の名称	(第一種住居地)	(第一種中高層住居専用地域)	(第一種低層住居専用地域)			
				(200/60)	(150/60)	(100/50)			
		区分	地区の 面積	約 21.6ha	約 2.5ha	約 50.3ha			
地	建築物等に関す	建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1)店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの(2)事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの(3)ホテル又は旅館(4)ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の6の2で定める運動施設(5)畜舎(6)工場(建築基準法施行令第130条の6に掲げるパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造を営むもので、作業場の床面積の合計が50㎡以内のものを除く)					
区整備計	すに関	公共施設の整備の							
計画	はする	状況に応じた建築		6/10(60%)					
	る事項	物の容積率の最高		計画図に示す誘導容積型地区計画区域に限る。					
	块	限度 (暫定容積率)		ただし、市長がやむを得ないと認めるものについては、この限りではない。					
		当該地区整備計画							
		の区域の特性に応		20/10(200%)	15/10(150%)	10/10(100%)			
		じた建築物の容積		計画図に示す誘導容積型	計画図に示す誘導容積型	計画図に示す誘導容積型			
		率の最高限度 (目標容積率)		地区計画区域に限る。	地区計画区域に限る。	地区計画区域に限る。			
		(日本分類	1 <del>11</del> )		4/10 (40%)				
				計画図に示す誘導容積型地区計画区域に限る。					
				ただし、市長がやむを得ないと認めるものについては、この限りではない。					
		建築物の強	事ペい変	計画図に示す誘導容積型地区計画区域内の敷地が建築基 計画図に示す誘導容積型地					
		の最高限度		準法第 68 条の 4 第 1 項の規定	定に基づく特定行政庁の認定を	区計画区域内の敷地が建築			
		V JAX IN PAX	~	受けた場合は、6/10(60%)とする	基準法第 68 条の 4 第 1 項の				
					規定に基づく特定行政庁の認				
						定を受けた場合は、5/10 (50%)とする。			
		建築物の製			180 m²	(-70) = 7 = 0			
		の最低限度		2.1.2.2.					

		地区の区分	地区の名称	(第一種住居地) (第一種中高層住居専用地域)		ガーデンハウス地区 (第一種低層住居専用地域) (100/50)		
			地区の 面積	約 21.6ha	約 2.5ha	約 50.3ha		
地区敕	建築物等に関する事	壁面の位置	置の制限	建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は 1m以上とする。 ただし、次の各号に掲げるものを除く。 (1)物置で、軒の高さが 2.3m以下、かつ、床面積の合計が 5 ㎡以下のもの。 (2)建築物に付属する車庫で、床面積の合計が 30 ㎡以下のもの。				
区整備計画	関する事項	建築物等の又は色彩をの意匠の制	その他	建築物の屋根、外壁又はこれに代わる柱の色彩は原則として原色を避け周辺環境と調和した落ち着きのある色調とする。				
		建築物等の最高限度	の高さの	12m -				
		かき又はさの制限	くの構造	道路に面する部分に設けるかき又はさくは、以下のいずれかとする。 (1)生垣 (2)透視性のあるさく又はネットフェンスで、宅地地盤面からの高さが 1.2m以下のもの。 (基礎を設ける場合は、宅地地盤面からの高さは 1.0m以下)				

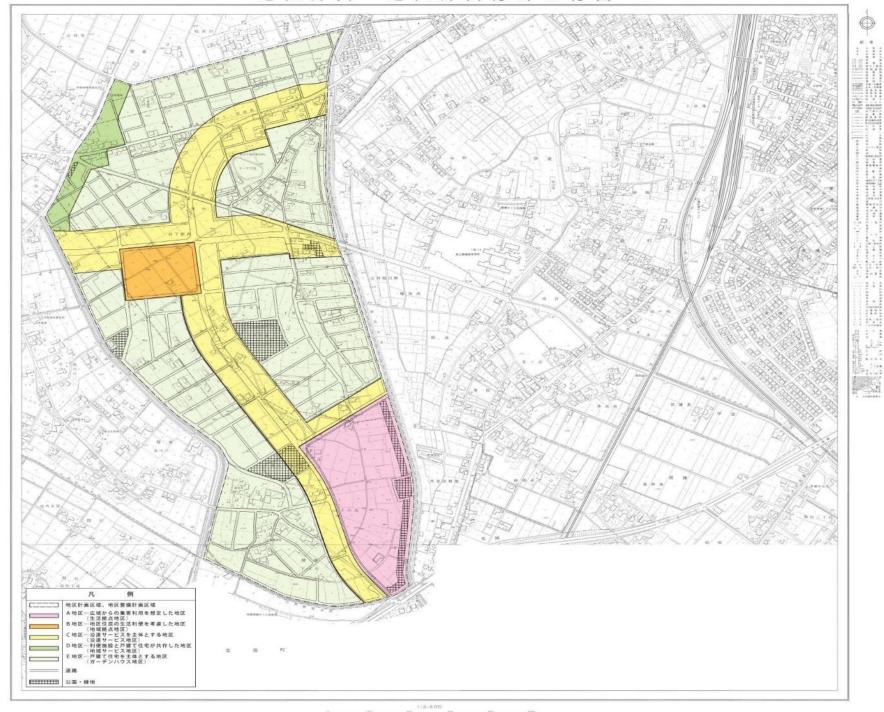
							4
				幅員]		延長約	234m(幅員不定)
				幅員		延長約	299m(幅員不定)
				幅員	6m	延長約	96m
					6m	延長約	88m
			⑤区画道路	幅員	5m	延長約	137m
			⑥区画道路	幅員	5m	延長約	169m
			⑦区画道路	幅員	5m	延長約	149m
			⑧区画道路	幅員	5m	延長約	80m
			⑨区画道路	幅員	5m	延長約	63m
			⑩区画道路	幅員	5m	延長約	29m
			⑪区画道路	幅員	5m	延長約	13m
			⑫区画道路	幅員	5m	延長約	89m
			⑬区画道路	幅員	5m	延長約	54m
			⑭区画道路	幅員	5m	延長約	92m
			15区画道路	幅員	5m	延長約	72m
			16区画道路	幅員	5m	延長約	62m
			⑪区画道路	幅員	5m	延長約	13m
			18区画道路	幅員	5m	延長約	145m
			⑩区画道路	幅員	5m	延長約	356m
地			20区画道路	幅員	5m	延長約	196m
区		道路	②区画道路	幅員	5m	延長約	57m
整	地区施設の配置		22区画道路	幅員	5m	延長約	143m
備	及び規模		②区画道路	幅員	5m	延長約	83m
計			24区画道路	幅員	5m	延長約	444m
画			②5区画道路	幅員	5m	延長約	108m
			26区画道路	幅員	5m	延長約	181m
			②7区画道路	幅員	5m	延長約	96m
			28区画道路	幅員	5m	延長約	42m
			29区画道路	幅員	5m	延長約	126m
			30区画道路	幅員	5m	延長約	35m
			③1区画道路	幅員	5m	延長約	55m
			②区画道路	幅員	4m	延長約	55m
			③3区画道路	幅員	4m	延長約	30m
			39区画道路	幅員	4m	延長約	109m
			③5区画道路	幅員	4m	延長約	98m
			36区画道路	幅員	4m	延長約	107m
			③7区画道路	幅員	4m	延長約	79m
			38区画道路	幅員	4m	延長約	61m
			39区画道路	幅員	4m	延長約	45m
			⑩区画道路	幅員	4m	延長約	75m
			④区画道路	幅員	4m	延長約	207m
			②区画道路			延長約	20m
			43歩行者専用				257m
			44歩行者専用				55m
L	I .	1	H 4/				

		地区施	設の分類	名称	幅員(m)	延長(m)	備考
				区 11-1 号線	11.0	65	
				区 11-2 号線	11.0	258	
			0 01 1	区 9-1 号線	9.0	85	
			9m以上	区 9-5 号線	9.0	918	
			のもの	区 9-6 号線	9.0	171	
			*> 0 *>	区 9-7 号線	9.0	219	
				区 9-8 号線	9.0	529	
				区 9-10 号線	9.0	99	
				区 6-31 号線	6.0	221	
				区 6-49 号線	6.0	44	
				区 6-52 号線	6.0	254	
				区 6-54 号線	6.0	532	
				区 6-61 号線 区 6-62 号線	6.0	171 101	
				区 6-63 号線	6.0	80	
				区 6-65 号線	6.0	162	
				区 6-66 号線	6.0	147	
				区 6-67 号線	6.0	185	
				区 6-68 号線	6.0	443	
				区 6-70 号線	6.0	103	
				区 6-72 号線	6.0	234	
				区 6-74 号線	6.0	41	
				区 6-75 号線	6.0	42	
				区 6-76 号線	6.0	539	
				区 6-77 号線	6.0	73	
				区 6-78 号線	6.0	155	
<b>∔</b> ₽				区 6-81 号線	6.0	135	
地区				区 6-84 号線	6.0	129	
整	地区施設の配置			区 6-85 号線	6.0	36	
備	及び規模			区 6-86 号線	6.0	270	
区整備計	及い祝保	道路		区 6-87 号線	6.0	138	
画				区 6-93 号線	6.0	118	
				区 6-99 号線	6.0	276	
			その他の	区 6-112 号線	6.0	397	
			もの	区 6-113 号線	6.0	42	
			80)	区 6-121 号線	6.0	28	
				区 6-122 号線	6.0	249	
				区 6-123 号線	6.0	71	
				区 6-124 号線	6.0	41	
				区 6-125 号線	6.0	38	
				区 6-126 号線	6.0	169	
				区 6-127 号線	6.0	28	
				区 5-2 号線	5.0	70	
				区 5-3 号線	5.0	162	
				区 5-4 号線	5.0	17	
				区 5-5 号線 区 5-6 号線	5.0 5.0	70 88	
				区 5-7 号線	5.0	106	
				区 5-8 号線	5.0	132	
				区 5-9 号線	5.0	108	
				区 5-10 号線	5.0	54	
				区 5-11 号線	5.0	31	
				区 5-12 号線	5.0	52	
				区 5-13 号線	5.0	33	
				区 5-14 号線	5.0	24	
				区 5-15 号線	5.0	82	
				区 5-16 号線	5.0	16	
				区 5-17 号線	5.0	43	
				区 5-18 号線	5.0	94	
				区 5-19 号線	5.0	137	
		l	<u> </u>	区 5-20 号線	5.0	35	

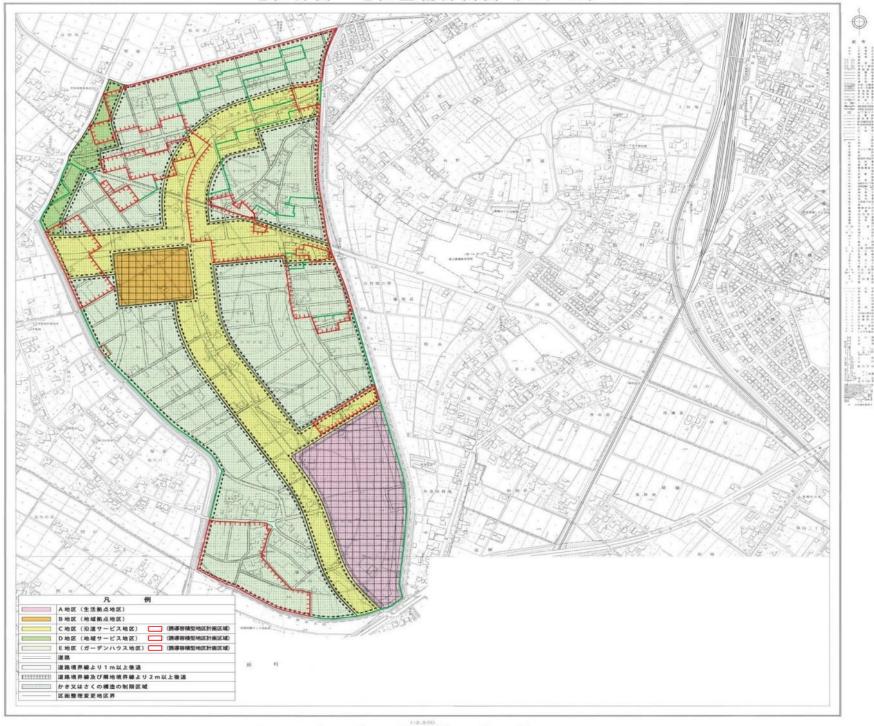
	I	1	1		<del>,</del>		
		1		区 5-21 号線	5.0	207	
I				区 5-22 号線	5.0	63	
				区 5-23 号線	5.0	101	
1				区 5-24 号線	5.0	79	
I				区 5-25 号線	5.0	55	
				区 5-26 号線	5.0	128	
1					<del>-</del>		
I				区 5-27 号線	5.0	136	
				区 5-28 号線	5.0	82	
				区 5-29 号線	5.0	39	
				区 5-30 号線	5.0	112	
				区 5-31 号線	5.0	151	
				区 5-32 号線	5.0	29	
				区 5-33 号線	5.0	281	
				区 5-34 号線	5.0	82	
1				区 5-35 号線	5.0	171	
				区 5-36 号線	5.0	127	
			7 0 1.1	区 5-37 号線	5.0	94	
		、	その他の	区 5-38 号線	5.0	116	
		道路	7 0	区 5-39 号線	5.0	120	
			もの	区 5-40 号線	5.0	129	
				区 5-41 号線	5.0	129	
				区 5-42 号線	5.0		
					<del>-</del>	86	
				区 5-43 号線	5.0	72	
				区 5-44 号線	5.0	54	
				区 5-45 号線	5.0	7	
				区 5-46 号線	5.0	306	
				区 5-47 号線	5.0	130	
				区 5-48 号線	5.0	86	
				区 5-49 号線	5.0	114	
내				区 4-2 号線	4.0	15	
地				区 4-3 号線	4.0	17	
区	地区施設の配置			区 4-4 号線	4.0	29	
区整備計	だらい。			区 4-5 号線	4.0	43	
備	及び規模			区 4-6 号線	4.0	19	
計				区 4-7 号線	4.0	35	
画				市道 123 号線拡幅分	5.0	42	
		<u> </u>	I				
I				歩 9-1 号線	9.0	231	
				歩 9-2 号線	9.0	301	
I				歩 6-9 号線	6.0	42	
				歩 6-10 号線	6.0	127	
				歩 4-6 号線	4.0	44	
				歩 4-8 号線	4.0	41	
				歩 4-9 号線	4.0	41	
I				歩 4-10 号線		39	
					4.0		
I		11- X	TT >44 = 14	歩 4-12 号線	4.0	42	
		歩行者専	用追路	歩 4-14 号線	4.0	55	
1				歩 4-17 号線	4.0	17	
				歩 4-18 号線	4.0	42	
1				歩 3-1 号線	3.0	10	
				歩 3-2 号線	3.0	375	
1				歩 3-3 号線	3.0	241	
1					<del>-</del>		
				歩 3-4 号線	3.0	462	
1				歩 3-5 号線	3.0	128	
1		1		歩 3-6 号線	3.0	35	
	1			歩 3-7 号線	3.0	133	
		地区施	設の分類	名称	面積(m²)		
				近隣公園	9,900		
	ĺ	1		3号街区公園	2,200		
	1	1					
		1		4号街区公園	8,400		
	1	公園•緑地	h	5 号街区公園	2,000		
		一四 冰川	_	6 号緑地	3,468		
	1	1		7号緑地	4,420		
1	1			9 号緑地	358		
		1		10 号緑地	55	+	
	Ī			10 // 小水下口	99	1	

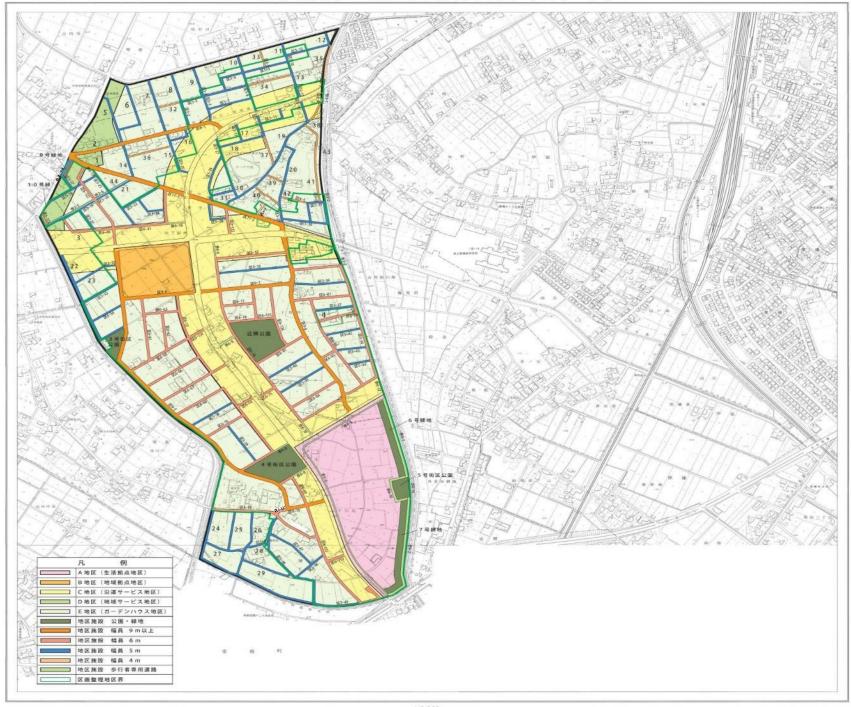


## 地区計画一地区計画方針の付図

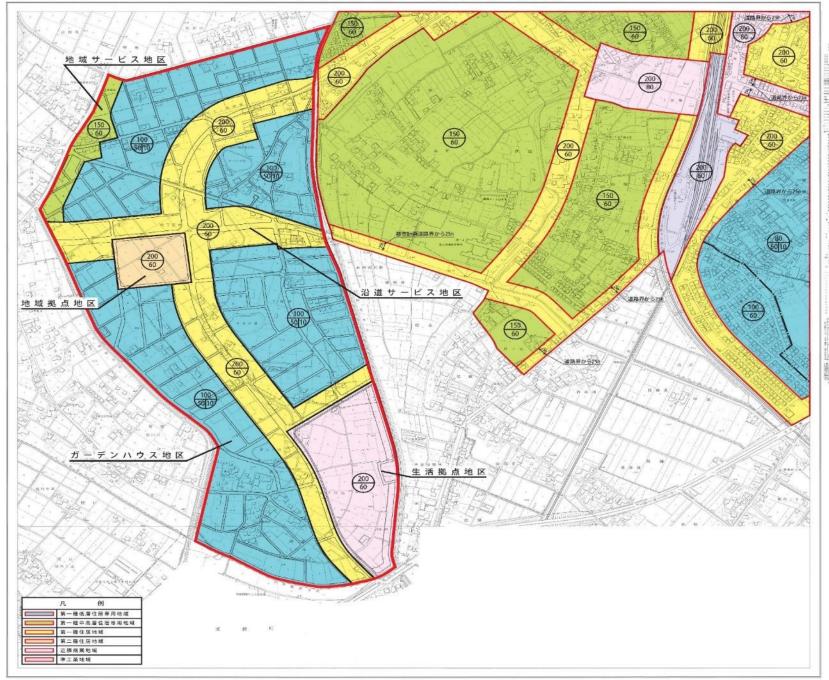


## 地区計画-地区整備計画図(1/2)





1.2.50



1:2,600